利用上の注意

- 1. この報告書の従業者規模区分は、調査期日(令和3年6月1日)現在の従業者数による。
- 2. 日本標準産業分類の第13回改訂(平成25年10月30日総務省告示第405号)に伴い、平成26年調査から新産業分類に基づいて調査を実施している。
- 3. 本書は、本市独自で集計したものであり、別途経済産業省や福岡県から公表される数値と相違することがある。
- 4. 産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類に準拠している。例外については、次のとおりである。

経済センサス・活動調査製造業用産業分類	日本標準産業分類	
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業	

なお、「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装飾品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム (乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
製造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (基	322	モデル・模型	3294
金属・宝石製を除く)		工業用模型	3295
かつら	3229	レコード	3296
時計側	3231	眼鏡	3297
楽器	324		

また、表中の略称については、次のとおりである。

	に、水中の暗物については、外のとわりてめる。		
	産業中分類	略称	区 分
9	食料品製造業	食 料 品	
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料	
11	繊維工業	繊維	
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	軽 工 業
13	家具・装備品製造業	家具・装備品	
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	
15	印刷・同関連業	印刷	
16	化学工業	化 学	手儿
17	石油製品・石炭製品製造業	石 油 ・ 石 炭	重化学工業

18 19 20 21	プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業	プラスチック ゴ ム なめし革・毛皮 窯 業 ・ 土 石	軽	工業
22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業	鉄非金は生業電電情輸 銀属属械械械品械械協協機機機 機機機 機機 機機 機機 機機 機 機 機 機 機 機 機 機	重亻	化学工業
32	その他の製造業	その他	軽	工業

- 5. 統計表および解説のなかで使用している主な用語は次の算式による。
 - (1) 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製品年末在庫額-製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額) (推計酒税、たばこ税、 揮発油税及び地方揮発油税+推計消費税) 原材料使用額等-減価償却額 ただし、従業者29人以下の事業所については、粗付加価値で集計した。
- (2) 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税+推計消費税) 原材料使用額等
- (3) 推計消費税額 = 平成13年調査から消費税額を除く調査となったことから、「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて計算し、「推計消費税」として各算式に用いている。
- (4) 推計酒税、た = 平成29年調査から「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方消費税」の調査がばこ税、揮発 廃止されたことから、出荷数量等を用いて計算し、「推計酒税、たばこ油税及び地方 税、揮発油税及び地方揮発油税」として各算式に用いている。 揮発油税
- (5) 生産額 = 製造品出荷額+加工賃収入額+(製造品年末在庫額 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 半製品及び仕掛品年初価額)
- (6) 投資総額 = 有形固定資産年間取得額+建設仮勘定の年間増減 従業者数30人以上の事業所について計上している。
- (7) 付加価値率 = 〔付加価値額÷ {生産額- (推酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税+推計消費税)}〕×100
- (8) 原 材 料 率 = 〔原材料使用額等÷ {生産額-(推計酒税、たばこ税、揮発油税及地方揮発油税+推計消費税)}〕×100
- (9) 現金給与率 = 〔現金給与総額: {生産額-(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮

発油税+推計消費税) }] ×100

- 6. 統計表中の「一」は該当数値なし(記載すべき事実のないもの)、「0」は四捨五入のための単位未満、「 \triangle 」は負数であることを示す。
- 7. 統計表中、事業所数が1又は2の場合は、秘密保持のため、その内容事項を「X」として、その部分の数値を秘匿した。また、事業所数が3以上の場合でも1又は2の事業所の関連で秘匿したものがあり、同じく「X」とした。
- 8. 数字の単位未満は、四捨五入しているので総数と内訳が一致しない場合がある。
- 9. 経済センサス 活動調査(製造業)は、個人経営を除く全ての事業所を調査対象としているが、工業統計調査は、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計していることから、接続しない年があることに留意すること。